

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月22日

京都市長 松井孝治

京都市規則第37号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号列記以外の部分中「及び管理職員特別勤務手当」を「、管理職員特別勤務手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第6項第2号中「及び管理職員特別勤務手当」を「、管理職員特別勤務手当及び災害派遣手当」に改める。

第15条の2第2項中「310,000円」を「310,800円」に改める。

第21条中「第3項」を「第7項」に改める。

第23条の2第1項第3号並びに第4号ア及びイ以外の部分中「第25条の2」を「第25条の3」に改める。

第23条の7第1項第2号中「5,400円」を「5,700円」に改める。

第24条第1項中「命ぜられた」を「命じられた」に改め、同条第2項中「命ぜられて」を「命じられて」に改め、同条第4項本文中「職員」の右に「その他の勤務した時間を算定し難い職員として別に定めるもの」を加え、同項ただし書中「命ぜられた」を「命じられた」に改める。

第25条の2を第25条の3とし、第25条の次に次の1条を加える。

（災害派遣手当）

第25条の2 災害派遣手当の日額は、別表第9に掲げる額とする。

別表第6 1中

57
58
58
59
59
60

58
59
60
61
61
62

を

に改め、同表3中

6 0	6 2
6 1	6 3

」 」

「

「

6 1
6 1
6 2
6 2
6 2
6 3
6 3
6 3

を

6 2
6 3
6 4
6 5
6 5
6 6
6 6
6 7

に改め、同表 4 中

」

」

「

「

5 7
5 8
5 8
5 9
5 9
6 0
6 0
6 1

を

5 8
5 9
6 0
6 1
6 2
6 3
6 4
6 5

に改め、同表 5 中

」

」

「

「

6 9
7 0

を

7 0
7 1

に改める。

70
71

72
73

」 」

別表第7備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1項職員	3項職員
1年未満	310,800 円	52,100 円
1年以上2年未満	310,800	52,100
2年以上3年未満	310,800	52,100
3年以上4年未満	310,800	52,100
4年以上5年未満	310,800	52,100
5年以上6年未満	310,800	52,100
6年以上7年未満	310,800	50,300
7年以上8年未満	310,800	48,500
8年以上9年未満	310,800	46,700
9年以上10年未満	310,800	44,900
10年以上11年未満	310,800	43,100
11年以上12年未満	310,800	41,300
12年以上13年未満	310,800	39,500
13年以上14年未満	310,800	37,700
14年以上15年未満	310,800	36,300
15年以上16年未満	310,800	34,900
16年以上17年未満	307,500	33,500
17年以上18年未満	304,200	32,100
18年以上19年未満	300,900	30,700
19年以上20年未満	297,600	29,300
20年以上21年未満	294,300	27,900
21年以上22年未満	283,300	27,300

22年以上23年未満	271,300	26,700
23年以上24年未満	258,800	25,700
24年以上25年未満	246,300	25,100
25年以上26年未満	233,800	24,500
26年以上27年未満	218,300	23,900
27年以上28年未満	202,800	23,300
28年以上29年未満	187,300	22,500
29年以上30年未満	171,800	22,200
30年以上31年未満	155,300	21,800
31年以上32年未満	138,800	21,200
32年以上33年未満	122,300	20,300
33年以上34年未満	104,300	19,400
34年以上35年未満	86,300	18,700

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第9（第25条の2関係）

利用する施設の区分 本市の区域に滞在する期間の区分	公用の施設又はこれに準じるものとして任命権者が認める施設	その他の施設
30日以内の期間		6,620円
30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870
60日を超える期間		5,140

備考 「本市の区域に滞在する期間」とは、条例第18条の2第1項に規定する職員が本市の区域に到着した日から同区域を出発する日の前日までの期間をいう。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市職員給与条例施行細則第15条の2、第23条の7、

別表第6及び別表第7の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年12月22日京都市条例第26号）及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、市長又は任命権者が定める。

(関係規則の一部改正)

4 次に掲げる規則の規定中「第25条の2」を「第25条の3」に改める。

(1) 京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則第20条第1項第2号

(2) 京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則（令和5年3月1日京都市規則第58号）附則第3項前段

5 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「第25条の2本文」を「第25条の3本文」に改める。

(行財政局人事部給与課)